

作成日：2015年11月7日

バングラデシュ人民共和国

特許庁の所在地：

Ministry of Industries

Department of Patents, Designs and Trade Marks

Shilpa Bhaban 91 Motijheel Commercial Area Dhaka-1000

TEL: 880-2-956-0696

FAX: 880-2-955-6556

Email: dpdt.bd@komnikat.net

Website: <http://www.dpdt.gov.bd>

目 次

< 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 特許審査ハイウェイ実施状況
3. 現地代理人の必要性の有無
4. 現地の代理人団体の有無（存在する場合は連絡先も含む）
5. 出願言語
6. その他関係団体（連絡先）
7. 特許情報へのアクセス方法

< 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から特許までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続きの概要（国内段階移行期限等）
11. 留意事項

< 実用新案制度（存在する場合） >

存在しません。

<意匠制度>

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) WIPO 設立条約 (WIPO)
- (3) 世界貿易機構 (WTO)

2. 特許審査ハイウェイ実施状況

実施されておりません。

3. 現地代理人の必要性の有無

バングラデシュ国内に居所または事業拠点を有しない出願人は、現地代理人（登録弁理士、弁護士）を選任しなければなりません。

4. 現地の代理人団体の有無

不明です。

5. 出願言語

英語（またはベンガル語）で出願することができます。

6. その他関係団体

JETRO DHAKA

Sharif Plaza 3rd Floor, 39, Kamal Ataturk Avenue, Danani, Dhaka, Bangladesh

TEL: 880-2-8818222

FAX: 880-2-8818224

7. 特許情報へのアクセス方法

<http://www.dpdt.gov.bd>

特許制度

1. 現行法令について

2003年5月13日施行の改正特許法が適用されております。

2. 特許出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

発明者及び出願人の氏名、名称、住所、職業及び国籍等を記載します。
出願人が発明を把握している旨の宣言を記載する必要があり、その宣言の中で出願人は真正かつ最先の発明者である旨、又は当該発明者の譲受人である旨、及び発明者のために特許取得を希望する旨を主張する必要があります。

(2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)

(3) 必要な図面 (Drawings)

トレーシングペーパーによる図面が必要となります。

(4) 要約書 (Abstract)

(5) 委任状 (Power of Attorney)

公証認証 (Notarization) は不要です。
出願人が署名します。
できるだけ早く提出することが求められています。

(6) 譲渡証 (Assignment)

公証認証 (Notarization) が必要です。
提出時期は、できるだけ早くとか、出願日から3ヶ月以内、又は出願が許容 (Accept) されるまで提出することができるとの、見解もあります。
なお、発明者が Application for Patent Form に署名する場合は、譲渡証自体の書面の提出は不要です。

(7) 優先権証明書 (Priority Document)

公証認証 (Notarization) が必要であるとする見解と、領事認証 (Legalization) も必要であるとする見解とが、あります。
出願日から3ヶ月以内に提出することができます。

(8) 優先権証明書の翻訳文 (Translation of Priority Document)

公証認証 (Notarization) が必要とされています。
出願日から3ヶ月以内に提出することができます。

3. 料金表 (単位: タカ (BDT) です。)

(1) 出願料金:

①仮出願の場合	1,000
②完全明細書出願の場合	2,000
③10クレーム以上1クレーム当たり	100
④25頁を超える明細書1枚毎加算額	100
(2)特許付与料金 (Sealing Fee)	3,000
(3)異議申立料金	2,000
(4)特許料金	
①第5年度年金	3,000
②第6年度年金	4,000
③第7年度年金	5,000
④第8年度年金	6,000
⑤第9年度年金	8,000
⑥第10年度年金	10,000
⑦第11年度年金	11,000
⑧第12年度年金	13,000
⑨第13年度年金	15,000
⑩第14年度年金	17,000
⑪第15年度年金	18,000
⑫第16年度年金	20,000
(5)特許権存続期間の延長料金	10,000

4. 料金減免制度について（存在する場合）

不明です。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度が採用されておりません。

実体審査後、出願が認容（Acceptance）された場合には、当該出願認容が公告され出願書類が公衆に縦覧に供せられます。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されておりません。

8. 出願から特許までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）

バングラデシュにおける出願の種類として、

(A) 仮明細書 (Provisional Specification) による出願も認められています。

「仮明細書」による出願とは、発明の本質を記載した書面の提出で出願を認める出願形態をいいます。

(B) 完全明細書 (Complete Specification) による出願。

「完全明細書」による出願とは、発明の本質及び発明が実現される方法を具体的に記載した書面の提出で出願を認める出願形態をいいます。

なお、明細書には、仮明細書と完全明細書とを問わず、最初に「発明の名称」を記載しなければならず、完全明細書の場合には、明細書とは別に最後に請求される発明 (クレーム) を記載しなければなりません。

更に、仮明細書により出願した場合には、その日から9ヶ月以内 (1ヶ月延長可能) に完全な明細書を提出しなければなりません。

当該期限内に完全明細書が提出されなかった場合、仮明細書出願は放棄されたものとみなされます。

バングラデシュにおける次の特徴として、発明の内容により次のように取り扱われます。

(A) 発明が医薬品又は農薬品に関するものでない場合：

Normal Convention Application として扱われます。

この場合、審査請求は不要です。

(B) 発明が医薬品又は農薬品に関するものである場合：

Black Box Application として扱われます。

審査請求が必要となります。

しかし、2016年まで審査されないといわれております。

(1) 方式審査

登録官 (Registrar) が出願は完全であると判断した場合、出願書類は実体審査のため審査官に送られます。

(2) 対応外国出願の情報の提出義務

対応外国における調査結果及び出願番号を優先権主張出願と共に提出する必要があります。

(3) 実体審査

① 方式審査の後、審査官は新規性等について実体審査を行います。

発明が、新規性、有用性及び進歩性を有し、且つ産業上利用性がある場合には、特許が付与されます。

② 不特許事由

法律や道徳に反する発明は特許を受けることができませんが、人体の治療方法に関しては規定されていなどのことです。

しかし、かかる発明は登録官により拒絶されるであろうとのことです。

③新規性

バングラデシュ国内で公然実施され、公然知られた発明、又は国内刊行物に記載された発明は新規性を有しません。

【新規性喪失の例外】

次の場合には、新規性の喪失の例外の規定が適用されます。

- (a) 特許を受ける権利を有する者による公に認められた博覧会における発明の展示や発明の実施の場合
- (b) 特許を受ける権利を有する者の意に反して発明が公表された場合
- (c) 発明者による学会における論文の発表、又は学会誌における論文の公表の場合

但し、上記適用を受ける場合には、当該公表等の日から6ヶ月以内に出願をする必要があります。

④審査

審査官は、完全明細書が提出された全ての出願について審査を行い、以下の事項に該当する旨が審査官報告書において記載されている場合、登録官は出願の認容を拒否します。

- (a) 完全明細書中に、発明の本質又は実施方法が具体的に記載されていない場合
- (b) 願書、明細書及び図面が所定の方法で作成されていない場合
- (c) 明細書の発明の名称が発明の要旨を十分に示していない場合
- (d) 請求項の記載が、発明を十分に開示していない場合
- (e) 仮明細書の後に提出された完全明細書に、具体的に記載された発明が仮明細書の記載と本質的に同一でない場合
- (f) 請求項に記載された発明が、一見して新規の製造又は改良の方法でない場合
- (g) 明細書に記載の発明が2以上の発明に係わるものである場合
- (h) 発明が、新規性、又は進歩性がない場合

⑤審査の結果、特許要件を満たさず、拒絶理由通知 (Office Action) が発行された場合、出願人は拒絶理由通知書で示された全ての拒絶理由を出願の日から18ヶ月以内に解消し、出願を認容 (Accept) される状態にしなければなりません (Acceptance Due Date の採用です)。

なお、この期間は更に3ヶ月間延長を申請することができます。

当該期間内に、出願が認容されなかった場合には出願は遡及的に放棄されたものとみなされます。

但し、出願人は出願が放棄されたものとみなされた場合、出願の回復を請求

することができます。

- ⑥上記拒絶理由通知に補正書等を提出し応答はしたが、依然として拒絶理由が解消されていない場合、出願日から18ヶ月以内（又は延長された3ヶ月の期間）の場合には、2回目のOffice Actionが発行されます。

さもないければ、拒絶理由を解消するために非公式な要請（Unofficial Invitation）がなされるとのことです。

上記要請による、解消されていなかった拒絶理由が、適切に対応されなかった場合には、出願日から18ヶ月後又は21ヶ月後に、出願は拒絶されます。

- ⑦最終的に出願が拒絶された場合、出願人は最終拒絶された日から3ヶ月以内に不服申立てをすることができます。

- ⑧一方、出願が認容されると、登録官は出願人にその旨を通知し、認容を公告すると共に願書及び明細書は公衆の縦覧に供せられます。

(4) 異議申立て (Opposition)

- ①実体審査後、登録官は異議申立ての機会を与えるために出願を公告します。

- ②何人も、出願認容の公告日から（the date of the advertisement of the acceptance of the application）4ヶ月以内に特許庁に異議申立てをすることができます

- ③主な異議申立て理由は次の通りです。

(a) 出願公告された発明が、その出願日以前のバングラデシュ出願において提出されている場合

(b) 出願公告された発明が、発明の本質又は実施方法が十分に又は正確に記載されておらず、完全明細書において確認されていない場合

(c) 出願公告された発明が、バングラデシュ国内において公に実施されているか、又はバングラデシュ国内において公に知られている場合

(d) 出願公告された完全明細書に仮明細書に記載された以外の発明が記載されている場合

異議申立てがあると、登録官は出願人に異議申立てを通知し、聴聞の希望があれば出願人と異議申立人を聴聞した後、4ヶ月満了後に申立ての決定をします。

上記登録官の異議決定に対して、不服申立てをすることができます。

(5) 特許付与 (Grant)

- ①出願認容後の出願公告期間内に異議申立てが無く、又は異議申立てがあった場合において特許付与を維持する決定がされた場合、所定の手数料が納付された後に特許が付与されます。

- ②登録官は、当該特許に特許庁の公印を付与させます。

- ③なお、特許は出願の日付でもって公印が付与されるとされております。

(6)不服申立て (Appeal)

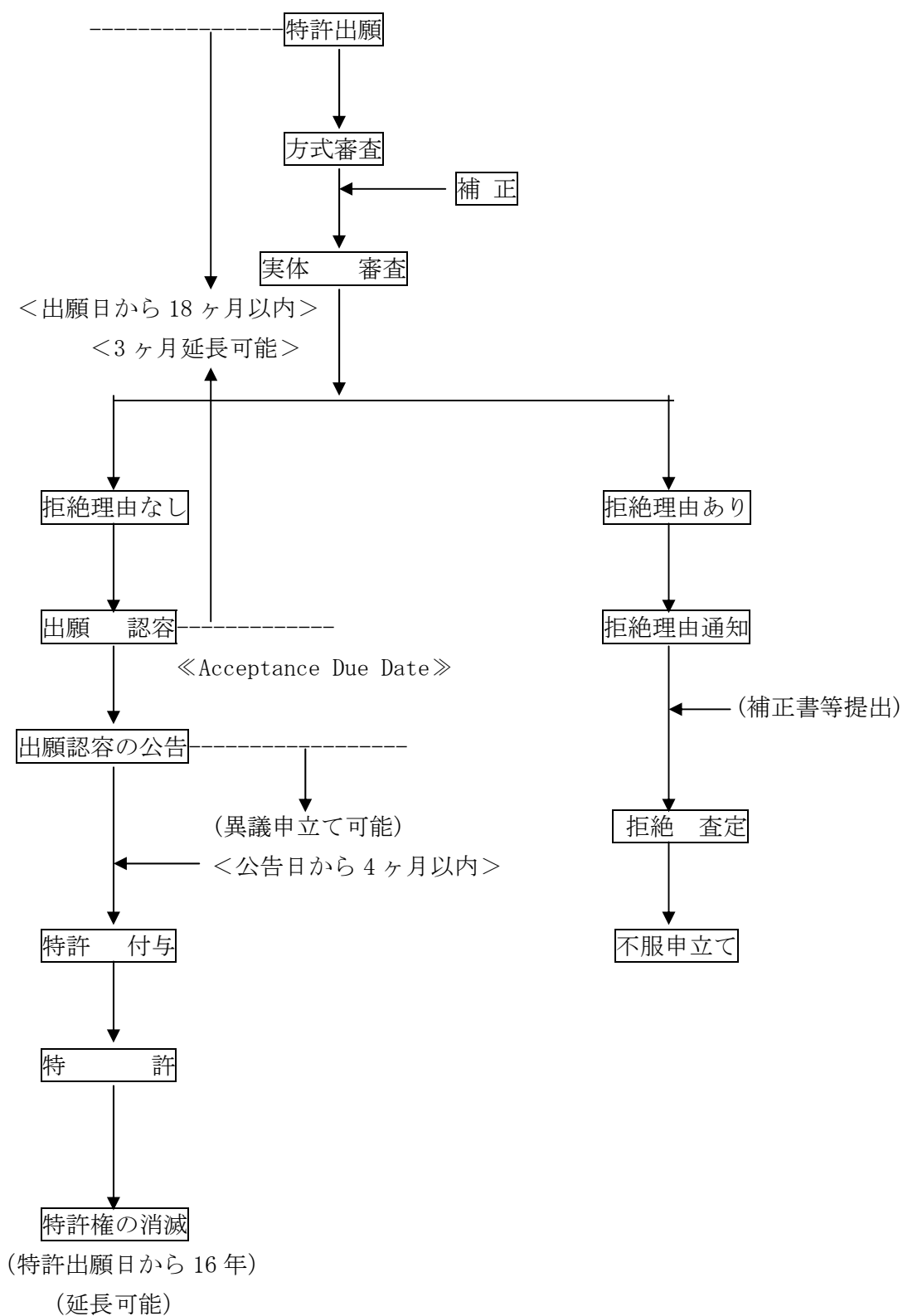
①登録官が出願の認容を拒絶した場合、又は補正を要求した場合、出願人は登録官の決定に対して政府に不服申立てをすることができます。

②異議申立ての決定に対しても、政府に不服申立てをすることができます。

(7)明細書等の補正 (Amendment)

出願人又は特許権者は随時所定の手数料を添えて願書又は明細書の補正を特許庁に請求することができます。

出願から特許までの手続きのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

- (1) 特許権の存続期間は出願日（又は優先権主張の場合は、優先日）から 16 年です。
なお、この期間は、所定の要件を満たす場合は更に 5 年から 10 年間更新を申請することができるかとされております。
- (2) 最初の出願維持年金の納付は、4 年満了前、第 5 年度分から納付する必要があります。
- (3) 消滅した特許権の回復
特許権者が所定の期間内に年金の納付を怠ったために、特許権が消滅した場合には、所定の手続きを採ることにより、特許権に回復を請求することができます。

10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続きの概要（国内段階移行期限等）

PCT に加盟しておりません。

11. 留意事項

- (1) バングラデシュ国の特許出願制度等内容に関しては、他の国々への制度等と比べ、日本では情報も少なく、日本人には非常に馴染みが薄い制度と言えるのではないのでしょうか。
また、特許法や規則等の内容を見ても、非常に曖昧な部分が多いように思われ、現地代理人に確認を求めても、各現地代理人により見解が異なる場合が多いのが現状です。
このような状況下、出願に際しては次の事項について留意すべきではないでしょうか。
- (2) 第一に、バングラデシュ国に現地代理人を有していない場合が多いと思います。
このような場合、過去にインド出願を行っていた場合には、当該インド出願の代理人へバングラデシュ出願を依頼することも重要な選択肢の一つになるのではないのでしょうか。
- (3) 冒頭でも触れておきましたが、出願時に必要な書類等において、書類に認証が必要であるとか、又追加可能な期間についても、代理人により異なった見解を有しております。
従いまして、このような場合には、選定した現地代理人と密に連絡を取りながら常に確認を求めつつ、手続きを進めるように留意すべきではないでしょうか。
- (4) 拒絶理由通知に対しては、当該通知受領後早めに応答書を作成し、現地代理人へ送付するようにすべきでしょう。
また、現地代理人へ応答書を送付した場合には、必ず受け取り通知をもらうようにすべきでしょう。

バングラデシュでは、説明しましたように Acceptance Due Date による期限がありますので、当該期限内に出願を特許状態にする必要があります。

応答書の作成が遅れた場合とか、現地代理人に対して既に応答書を送付していたにも関わらず、応答書が届いていなかった等の原因により、出願日から 18 ヶ月又は 21 ヶ月以内の期間内に特許の状態にすることが困難になる場合が予想されるからです。

- (5) 出願されまたは付与された特許の改良または修正に関してさらに特許を出願する場合に原特許と存続期間を等しくして登録する「追加特許」の制度が設けられています。
- (6) 特許が付与されてから 4 年後に適切に実施されてない場合には、強制実施の対象もしくは特許取消の対象となる可能性があります。

意匠制度

1. 現行法令について

2003年5月13日施行の改正意匠法が適用されております。

2. 意匠出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

現地代理人が作成します。創作者や出願人の氏名及び住所、優先権を主張する場合には最先の出願日等の情報を記載します。

又登録される意匠のクラス及び物品名を記載する必要があります。

(2) 図面又は写真等 (Drawings/Photograph)

トレーシング紙による図面の提出が求められています。

(3) 委任状 (Power of Attorney)

公証認証 (Notarization) は不要です。

出願人の署名で十分です。

できるだけ早く提出することが求められています。

(4) 譲渡証 (Assignment)

公証認証 (Notarization) が必要です。

提出時期は、できるだけ早くとか、出願日から3ヶ月以内、又は出願が許容 (Accept) されるまで提出することができるとの、見解もあります。

なお、発明者が Application for Patent Form に署名する場合は、譲渡証自体の書面の提出は不要です。

(5) 優先権証明書 (Priority Document)

公証認証 (Notarization) が必要とされております。

出願日から3ヶ月以内に提出することができます。

(6) 優先権翻訳文 (Translation of Priority Document)

公証認証 (Notarization) が必要とされております。

出願日から3ヶ月以内に提出することができます。

3. 料金表 (単位: タカ (BDT) です。)

(1) 出願料金	2,500
(2) 組物意匠出願料金	5,000
(3) 決定理由書請求料金	5,000
(4) 誤記訂正請求料金	2,000
(5) 取消請求料金	5,000

4. 料金減免制度について（存在する場合）

不明です。

5. 実体審査の有無

登録性についての実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

登録後、意匠の内容が公衆の縦覧に供せられます。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度はありません。

8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）

出願書類が提出されますと、方式的要件及び登録性についての実体審査が行われます。

新規性（New）を有し、又は独創性（Original）のある意匠は登録を受けることができます。

(1) 新規性

出願に係る意匠が、バングラデシュ国内において既に公表されていないことが必要です。

【新規性喪失の例外】

次の場合には、新規性の喪失の例外の規定が適用されます。

(a) 意匠登録を受ける権利を有する者による公に認められた博覧会における意匠の展示や実施の場合

(b) 意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して意匠が公表された場合
但し、上記適用を受ける場合には、当該公表等の日から6ヶ月以内に出願をする必要があります。

(2) 登録性（Registrability）

① 意匠とは、手作業であるか、機械的又は科学的であるか、若しくは分離又は結合であるかを問わず、工業的過程又は手段により物品に応用される形状、配置、模様若しくは装飾の特徴であって、完成品において視覚に訴えかつ視認のみにより判断されるものをいうと、定義されております。

この定義から、登録を受けるためには、「物品性」「形態性」「視覚性」が必要となります。

② 次に、登録を受けるためには、意匠が新規（New）であること、若しくは独

創的 (Original) であることが必要となります。

上記意匠の定義と重複しますが、工業的過程により物品に応用される形状、配置、模様若しくは装飾の特徴で、完成品において視覚に訴えかつ視認のみにより判断される全てのものは、登録を受けることができます。

一方、建築の様式若しくは原理又は実質的に単なる機械的装置であるものは、登録を受けることができません。

また、意匠が保護されている公共のシンボルやエンブレム (例えば、国旗) を含むもの、又は公序良俗に反するものは、登録を受けることができません。

(3) 審査

①登録官は、出願に係る意匠が、意匠の定義に合致せず、又は新規性を有さない場合、若しくは独創性を有さない場合、また先願意匠と同一である判断した場合には、拒絶理由通知 (Office Action) を発行します。

②上記 Office Action が発行されると、出願日から 6 ヶ月以内 (3 ヶ月延長可能) に Office Action で指摘された全ての拒絶理由を解消し、出願を登録可能な状態にしなければなりません (Acceptance Due Date の採用です)。この期間内に全ての拒絶理由を解消することができなかつた場合、出願は遡及的に放棄されたものとみなされます。

但し、この場合、出願人は出願の回復の請求をすることができます。

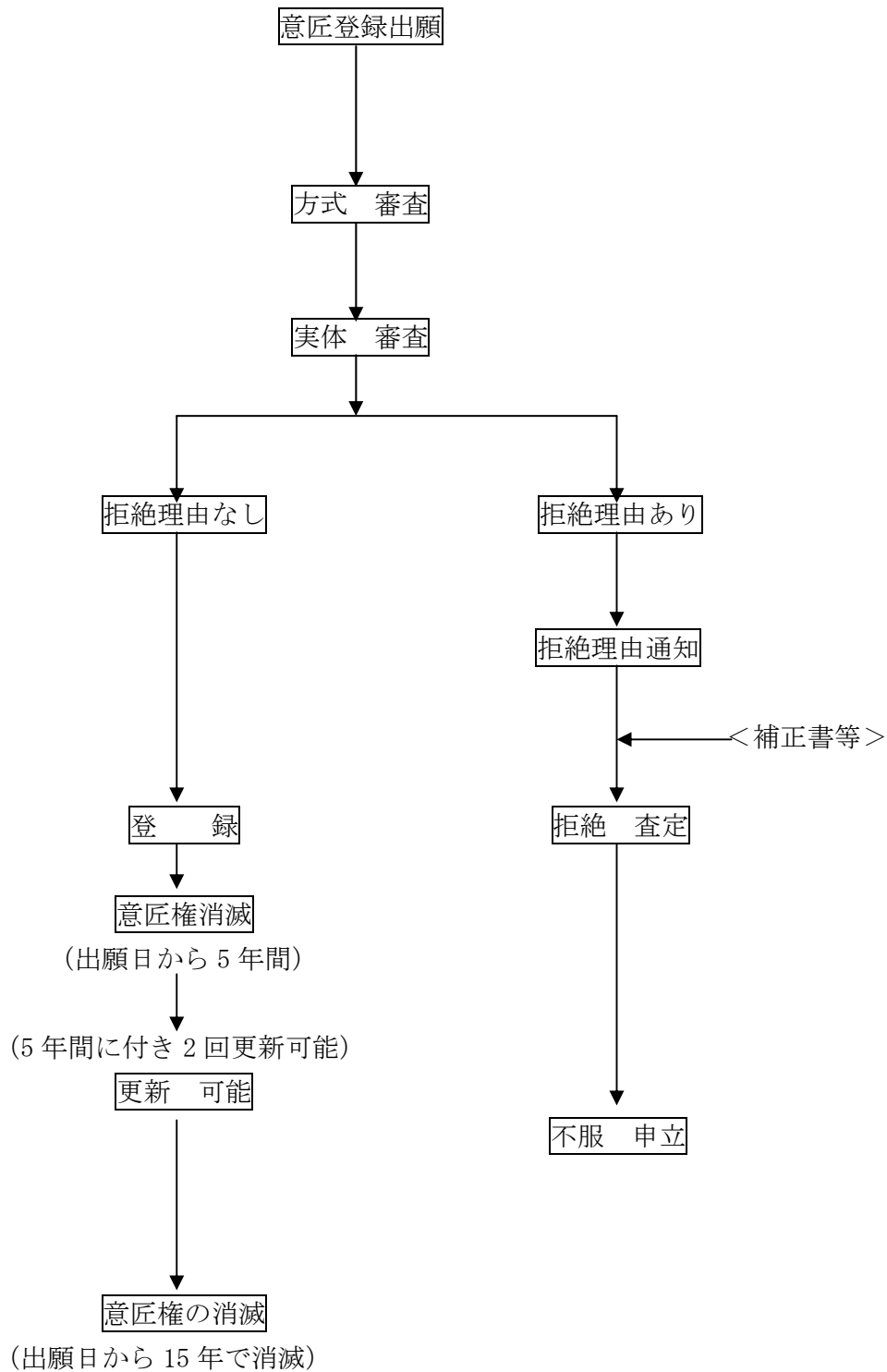
③出願人が提出した補正書等により、拒絶理由が解消したと判断された場合、出願は登録されます。

登録された場合、意匠は出願日をもって登録されたものとされます。

④登録されると、登録官は意匠権者に登録証を発行します。

⑤一方、出願が拒絶された場合、出願人は政府に対して不服申立てをすることができます。

出願から登録までの手続きのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

(1) 出願日から5年間です。

(2) 各5年間に付き2回延長を申請することができます。

従いまして、存続期間は最長出願日から15年となります。

なお、存続期間の更新手続きは、存続期間満了前にする必要があります。

10. 部分意匠制度の有無

採用されておりません。

11. 留意事項

(1) 意匠登録出願においても Acceptance Due Date が採用されております。

従いまして、Office Action（拒絶理由通知）を受けた場合、出願人は出願日から6ヶ月以内（3ヶ月の延長可能）に登録官から指摘された全ての拒絶理由を解消しなければなりません。

拒絶理由通知を受けた場合には、できるだけ早く当該通知書に対して応答するように留意すべきでしょう。

早めに応答しておけば、当該6ヶ月以内に更なる Office Action をもらえる可能性があり、拒絶理由を最終的に全て解消することが可能となるからです、

(2) 他は、特許の場合と同様です。

商標制度

1. 現行法令について

2009年改正商標法が適用されております。

2. 商標出願時の必要書類

一出願一区分制を採用していますので、多区分を指定することはできません。

(1) 願書 (Request)

以下の内容を記載します。

①出願人の名称、住所及び国籍

②出願人が行っている業種

③バングラデシュにおける商標に使用に関する情報等

(2) 商標を使用する商品またはサービス及びその区分 (Goods/Services & Class)

(3) 商標見本 (Mark)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人の署名で十分です。

出願後できるだけ早く提出することが求められています。

(5) 優先権証明書 (Priority Document)

優先権を主張するためには優先権証明書が必要です。

この証明書は出願日から3ヶ月以内に提出することができます。

3. 料金表 (単位: タカ (BDT) です。)

(1) 出願料金

①1商品 1,500

②2商品から4商品まで 2,500

③4商品以上 3,500

(2) 異議申立て料金

3,000

(3) 登録料金

①1商品 5,000

②2商品から4商品まで 10,000

③4商品以上 15,000

(4) 更新登録料金

①1商品 5,000

②2商品から4商品まで 10,000

③4商品以上 15,000

4. 料金減免制度について（存在する場合）

減免制度はありません。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

公開制度は採用されておられません。

出願が認容（Accepted）された後に、出願内容が公告されます。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されておられません。

8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）

出願後、登録官は認容するか、又は登録要件不備により拒絶するか、若しくは出願の内容の補正、修正又は条件等を付して、認容するか否かを決定します。

登録要件として、いわゆる絶対的事由（Absolute Grounds）及び相対的事由（Relative Grounds）について審査されます。

なお、絶対的事由とは、識別性の有無等商標が有すべき商標としての本質的要件の事由をいいます。

相対的事由とは、絶対的事由を満たした上で、他人との既登録商標と抵触するか否かの事由をいいます。

(1) 登録事由：

以下の商標は登録を受けることができます。

- ①特別な又は特異な方法により表現されている会社、個人又は法人の名称
- ②出願人や事業におけるある前任者の署名
- ③1以上の単語
- ④商品や役務の特性や品質に直接言及するものではなく、かつ一般的な意味に照らして、地理的名称、氏名若しくはその一般的略称、又はバングラデシュ国内の党派、カースト又は部族の名称でない1以上の単語
- ⑤その他の識別性のある標章

(2) 不登録事由：

(I)以下の商標は登録を受けることができません（絶対的拒絶理由）。

- ①恥ずべき事項が含まれている標章の場合
- ②標章の使用が、施行されている時の法令に反する場合

- ③標章の使用が、誤認混同を生じるおそれのある場合
 - ④バングラデシュ国民の宗教的感受性を傷付けるおそれがある内容を含む標章の場合
 - ⑤国家、又は国際条約若しくは国際機関の紋章、旗又はその他の記章、それらの名称又は名称の略称、それらが採用する公的標識又は印章と同一又は模倣又は要素として含む標章の場合
但し、その国家又は機関の当局が認めるものは除かれます。
 - ⑥出願が、不正の目的で信義に反して行われた標章の場合
- (II) 以下の商標も登録を受けることができません（相対的拒絶理由）。
- ①同一の商品又役務に関して、他人の登録商標と同一又は誤認を生じるほど類似する商標の場合
 - ②バングラデシュにおける他人の周知商標と同一又は混同を生じるほど類似する商標について、その他人の商品又は役務と同一又は類似する商品又は役務について使用する商標の場合
 - ③出願に係る商標が、バングラデシュで周知であり、且つ登録された商標と同一若しくは類似する商標であり、当該周知且つ登録商標に係る指定商品等と同一、又は非類似である商品又は役務に使用する場合も登録を受けることができません。
但し、当該商標が、それらの商品又は役務と登録商標の所有者との間に関連があると誤認を生じる方法で使用される場合、又は登録商標の商標権者の利益が当該使用により損なわれるおそれがある場合に限られます。

(3) 審査

- ①上記の登録要件の審査結果、登録官が登録要件を満たしていると判断した場合、異議申立て機会を与える目的で商標ジャーナル (Trademark Journal) に公告される旨、出願認容 (Acceptance of Application) 通知を出願人に発行します。
- ②上記とは異なり、登録要件を満たしていないと判断した場合、登録官は拒絶理由を通知し、出願人に応答を要求します。
この拒絶理由通知に対して、出願人に応答期間として3ヶ月の期間が与えられます。この期間は2ヶ月間延長が認められております。
商標登録出願の場合、特許や意匠とはことなり、Acceptance Due Date は採用されておりません。
- ③登録官が上記出願人の提出した応答書により拒絶理由が解消したと判断した場合、出願は認容され、異議申立てのために公告されます。
- ④出願人が応答書の提出によっても、登録官を納得させることができなかつた場合には、面談 (Hearing) を請求することができます。

⑤上記面談の結果、登録官が満足した場合には出願を公告するために認容します。

場合により、商標は条件、補正、修正、ディスクレーマー若しくは制限が付されて登録のために認容されます。

(4) 登録 (Registration)

①異議申立てがなく、又は異議の理由なしとの決定があった場合、商標登録出願は登録官により認容され、登録官は登録証を発行します。

②登録がされると、登録官は登録簿に当該商標を登録し、当該商標の効果は登録出願が行われた日から生じ、登録日とみなされます。

(5) 異議申立て (Opposition)

①何人も出願の公告日から2ヶ月以内に、登録官に対して異議申立てをすることができます。

②登録官は、異議申立書受領後1ヶ月以内に申立書を出願人に送達し、出願人は申立書を受領した後2ヶ月以内に、答弁書を提出しなければなりません。出願人が答弁書を提出しなかった場合、出願は放棄されたものとみなされます。

この2ヶ月の期間は、必要な料金を納付することにより延長を申請することができます。

③出願人が答弁書を提出した場合、登録官は受領後1ヶ月以内に答弁書の写しを異議申立人に送達します。

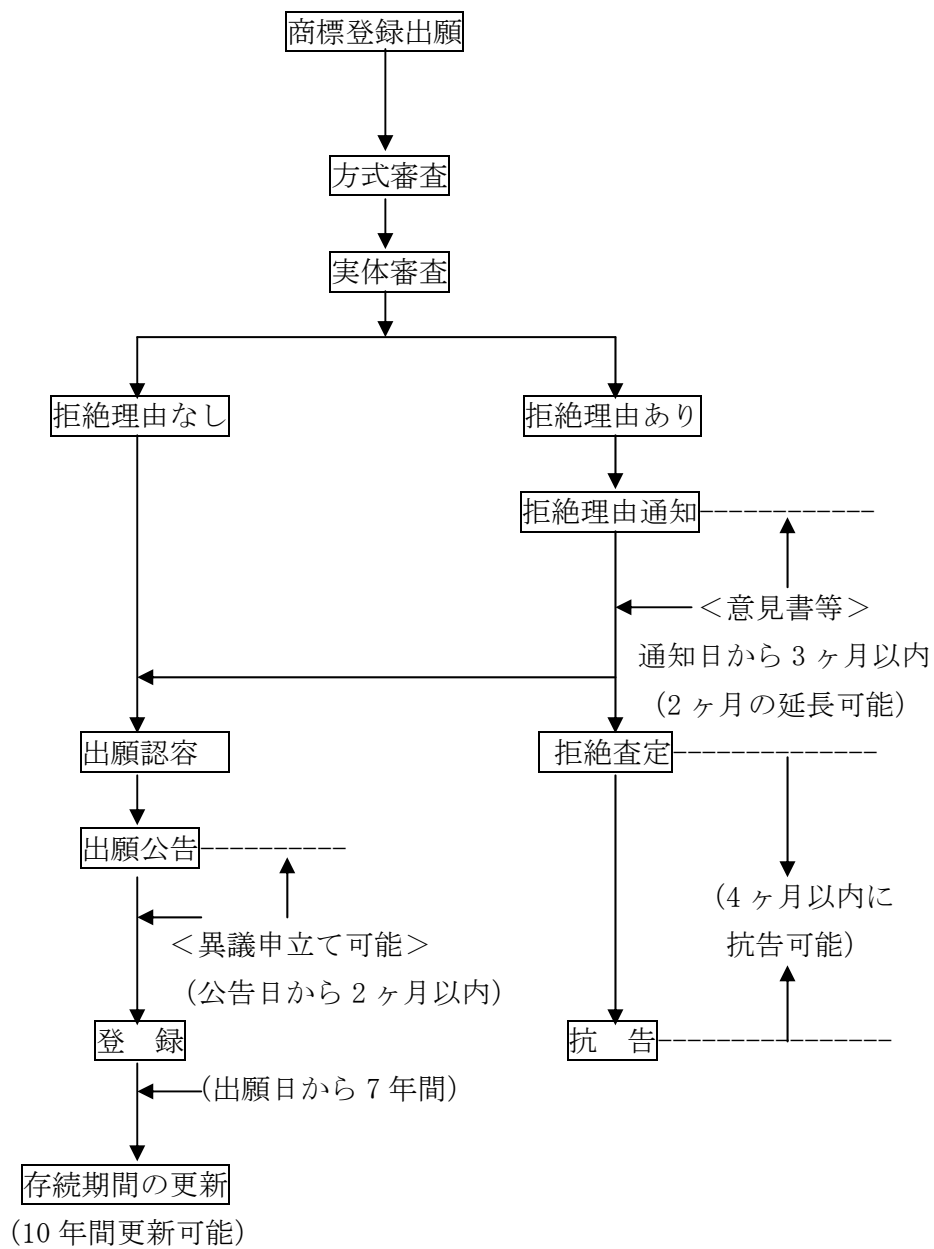
④当事者は宣誓供実書 (Affidavit) により証拠を提出する必要があり、登録官は当事者を聴聞した後に、出願が登録されるべきか否かを決定します。

⑤登録官の異議決定は、高等裁判所 (High Court) に対し抗告の対象となります。

(6) 抗告 (Appeal)

この法律又は規則の下、登録官による決定に対しては決定の日から4ヶ月以内に高等裁判所に抗告をすることができます。

出願から登録までの手続きのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

(1) 出願日、又は優先権主張の場合は優先日から7年間です。

(2) その後、更新は10年間可能です。

更新出願は存続期間満了前6ヶ月以内に行うことができます。

10. 出願時点での使用義務の有無

使用義務はありません。

11. 保護対象

(1) 標章とは、図案、銘柄、見出し、ラベル、券、名称、署名、単語、文字、記号、数字、図形要素、色彩の結合、又はそのいずれかの結合を、いいます。

商品とは、農産物又は薬用植物を含めて取引又は製造の対象となるものすべてをいうと、定義されております。

役務とは、取引又は事業の過程において金銭又は金銭的価値を対価として提供される役務をいうと、定義されております。

(2) 保護対象となる商標

① 団体商標 (Collective marks)、② 防護標章 (Defensive marks)、

③ 証明商標 (Certification marks)、④ 連合商標 (Associated marks) 等。

(3) 保護対象とならない商標

① 色彩商標 (Color marks)

単一の色彩からなる商標は規定されておられません。

但し、色彩の結合の場合は標章の定義に含まれています。

② 立体商標 (Three-dimensional marks)

12. 留意事項

(1) 不使用による取消

登録商標が指定商品又はサービスについて5年以内に使用されていないときは、登録の取消の対象となります。

(2) 商標権の譲渡及び移転

商標権者は、登録された商品又は役務のすべて又は一部について、自由に譲渡又は移転することができます。